

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修）由寿里地区）を行うことについて平成22年12月8日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成23年1月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造